

社会福祉法人大空大仙 一般事業主行動計画

社員の働き方を見直し、仕事と子育てを両立させることができ、また、女性が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日 ～ 令和9年3月31日までの2年間

2. 内容

目標1：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均10日以上とする。

〈対策・取組内容〉

- 令和7年4月～ 現状を把握する
- 令和7年度 取得日数が10日に満たない職員については、当該職員と相談し取得計画を作成する。特に、取得日数が5日に満たない場合は、当該職員と相談し、10月中に満たない分の取得日を指定する。